

2020年度 事業報告書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

特定非営利活動法人 靴総合技術研究所

1. 事業の成果

2020年度の事業は、特定非営利活動に係る事業のみを対象とし、次に挙げる活動を主体として実施する計画であった。

- ① 足部・脚部等の障害者・罹患者等を対象とした相談活動については、前年度に引き続き、障害者団体と「足の保健活動」を取り組むNPO団体による地域に根付いた「足と靴の悩み無料相談会」へ協力したが、今後の課題として、
 - (a) 「足の保健靴」専門店での靴の提供と連携した各種相談会の充実の必要性とともに、
 - (b) 「治療用装具」問題で明らかとなった「靴型装具」の実態への対処の観点から、一般的な意味での「足と靴の悩み」ということではなく「靴型装具の悩み」についての相談活動の必要性が、
浮かび上がることになった1年であった。
その意味で、設立以来継続してきた研究所としての相談活動に関しての総括と、今後の新たな展望を見出すことができたと言える。
- ② 日本人のための健康靴(メディカルシューズを含む)の開発・生産のための活動については、
 - a. メディカルシューズに関しては、昨年引き続き、基準靴(標準靴)を用いて、個々の障害者、罹患者へ個別対応靴(カスタムメイド靴)を供給している現状の体制を維持していくための検討が継続された。
 - b. メディカルシューズへの転用が可能な一般健康靴に関しては、ドイツ健康靴ブームが去り、輸入健康靴の品質低下も相まって、「足と靴の問題性」が20年前へ逆戻りした感のある現状の中で、折からの感染症禍の需要激減の中にあっても「量よりも質」「価格よりも品質」といった「本物志向」からの確実な需要の存在を確認することができ、新製品の開発にも、そのような観点を積極的に加味することになった。
 - c. 「日本人のための健康靴」の心臓部である「日本人の標準的な足の骨格に対応したフット・ベッド(インソール)」に関しては、雑多な「インソール」が出回る現状とも相互に関連しているようであるが、「治療用装具」問題の中でも明らかとなった、「痛くて履けない靴型装具」の問題だけではない、「治療用装具」として提供されている「足底装具」が、「雑多なインソール」の類でしかないという問題性への対処も考慮し、「日本人の標準的な足の骨格に対応したフット・ベッド(インソール)」を、「治療効果」も期待できる個人用のカスタムメイドフットベッドの素材として活用できる仕様への変更を開始した。
- ③ 「治療用装具」問題が明らかにした靴型装具をめぐる問題性への対処の活動については、
 - a. 18年度に表面化し、19年度に全面化した混乱が、今年度を通して新たな展開を見せはじめたが、未だ収束することなく今日に至っている。
具体的には、年度初頭の国会での問答によって、保健師助産師看護師法、義肢装具士法に規定された「診療の補助」概念に関する当局担当官を含めた混乱に終止符が打たれたことから、この間の当局の問題性に対して、国会答弁を踏まえた当事者会員による精力的な活動が展開され、厚労省内の齟齬が露呈するまでに至ったが、未だ最終決着には至っていない

い。

ただ、法的整合性が明確になったことから、主体的に判断できる保険者は、当局の曖昧な見解に左右されることなく、健康保険関連法の規定にしたがって問題の解消に努め始めており、その意味では、大きな前進があったといつて良い。

- b. 前項に指摘の、問題の本質を認識した国会議員の取り組み、その成果を踏まえた当事者会員の積極的な活動とともに、研究所としても、独自に当局へ正式に質問書を提出し、また、関係議会への陳情の活動も行ってきたが、当局からの回答は、自らの主張の矛盾を露呈させる粗雑なものであり、また自治体保険者に対する業務改善を求めた議会への陳情に関しては、残念なことに賛成議員少数のため否決されることになった。

当局への質問と回答に関しては、当局との論争が目的ではなく、また再質問が必要な回答内容でもないことから、「問答文」に「回答への批判」を付した文書を研究所として各方面に公表することとし、特に、都道府県を通して伝達された厚労省通知に対して主体的に対処することのできない自治体保険者が存在する都道府県当局に対しては別途要請も行った(本報告書にも添付)。

また、議会への陳情に関しては、否決されたとはいえ、陳情に関しての質問への当局の答弁自体が、自らの業務遂行が法的根拠を逸脱していることを露呈させる内容であったため、陳情書への賛成討論において批判されただけではなく、議会閉会後においても答弁内容の矛盾に対する追及が関係議員から続いている。研究所としても陳情書を提出した当事者として、今後の当局の動向を注視し、必要があれば新たな対処を考慮することになる。

- c. 今年度を通して、会員、協力者の積極的な活動によって、問題の本質が、「医師や患者のニーズに合った靴型装具が提供されるチャンスはむしろ稀である」という多くの医療現場の現実と、この間の私たちの活動の成果とのギャップの大きさであるということが、少なくとも関係者には認知され始め、マスメディア等にも取り上げられることになり、その意味では、予期せぬ不本意な形ではあるが、結果としては研究所の存在感を高めることになったと言つて良い。

- d. 被保険者の権利を擁護するための医師とも連携した当事者会員の諸活動は、今年度全期間を通して活発に展開され、審査請求、再審査請求、訴訟として個々に取り込まれ、継続中であり、研究所としては、技術的、理論的観点から全面的にバックアップしている。

また、前年度に引き続き、被保険者のための個々の会員の活動への協力要請のために、自治体議員、国会議員、行政職員等への啓発等の働きかけを行つてきており、a.でふれた保険者のような成果も出てきている。

④ 足部・脚部の健康の維持・増進と靴に関する啓蒙活動については、

- a. 引き続き、協力NPOが主催する一般市民向け、障害者(家族も含む)向け、医療・福祉従事者向けの、各種の足と靴の啓発活動(啓発講座、健康講座)へ会員を派遣した。
- b. 前項③の活動と関連して、「靴型装具」をめぐる問題の背景には、「日本における足と靴の問題性(歴史性を踏まえた)」があることを明示するための啓発活動等を強化し、マスメディアの取材等へ繋げる等の成果があった。

⑤ 日本人のための健康靴の販売ソフトの開発・普及の活動については、

- a. 引き続き、「日本人のための健康靴」の販売を希望する人たちのために開発・販売企業が実施する研修に協力し、「価格競争」に巻き込まれないために、「日本人のために日本の職人・労働者が生産した靴の適正価格」を明示できる主体づくりを目指した。
- b. 「販売ソフトの普及」に関しては、昨年設定された【医療現場での治療用装具をめぐる問題化とも関わることであるが、20年前のドイツ健康靴ブームが、結局「日本人の足と靴の現実」を変革することにならなかったという現実を見据え、さらには、今日のドイツを含む輸入健康靴の質の低下という現実をも見据え、改めて「日本における足と靴の問題性」を前面に押し出した「本物の靴」の販売ソフトの再確立のための事業】の初年度とし

て、調査、資料作成、見本作製等々の準備活動が進展した。

- ⑥ 各種講座修了者の技術力向上のための活動については、
医師と連携した事業展開を目指す技術者に加え、「治療用装具」で対処できていない顧客の要請から、現実的に治療機能にまで踏み込まざるを得ない販売技術者をも対象に、個々の障害者、罹患者に対する個別対応のできる技術の集中的研修を、会員工房、協力NPO施設等を繋いでリモートで実施し、感染症禍でのやむなくのことではあったが、新たな研修方法の可能性という意味でも成果を上げることができた。
- ⑦ 会員の技術力強化のための活動については、
引き続き、研究員を中心とした個人個人の技術力強化に加えて、普及活動の新展開に向けた販売用力の増進のための技術開発等も含めた会員による研究会が実施された。
- ⑧ 以上を総じて、感染症禍という非常時ではあったが、継続して取り組むべき課題を着実にこなし、加えて、前年度に提示された、「自らの手の届く範囲をいかに拡大していくかという」「これからの研究所の課題」の具体化のための準備に着手できた一年であったと確認することができる。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 相談事業への協力

足部障害者・罹患者のための無料相談会へのスタッフの派遣による協力

「足と靴の悩み無料相談会」協力NPO主催

実施日：4月10、5月10、6月10日、7月10日、8月10日、9月10日、10月10日、11月10日、
12月10日、1月10日、2月10日、3月10日

実施場所：協力NPO店舗

従事者数：各3名

対象者：相談を希望する市民（各約10人）

支出額：108千円

② 日本人のための健康靴・医療靴の開発・普及事業

日本人の足の健康の維持・増進に役立つ靴の開発と国内生産への協力の事業

主な実施日：7月22日、11月14日

実施場所：協力企業工場、協力NPO事務所等

従事者数：4名

支出額：1747千円

③ 啓蒙・普及技術養成事業

1. 「治療用装具」問題への対処と「靴型装具問題」の啓発活動

主な実施日：6月24日、8月26日、10月21、12月23日、

実施場所：法人事務所、会員の工房、公共施設等

従事者数：5名

対象者：自治体職員、議員、研究者、医療・福祉従事者、弁護士、労組役員

支出額：204千円

2. 協力NPO主催の足と靴の啓発活動(啓発講座、健康講座)へのスタッフ派遣
実施日：7月18日、9月26日、11月21日、12月19日、2月2、19、28日
実施場所：NPO施設、公共施設
従事者数：2名
対象者：一般市民(子供も含む)、障害者(家族も含む)、医療・福祉職従事者
支出額：242千円
3. 健康靴の開発・販売企業が実施する販売店スタッフ向け研修への協力
実施日：6月3、7月29、8月19、10月7、11月11日
実施場所：開発・販売企業事務所、会員店舗
従事者数：3名
支出額：195千円
4. 「本物の靴」の販売ソフトの再確立のための事業
主な実施日：9月30日、11月18-19日、3月24日
実施場所：法人事務所、開発・販売企業事務所、協力NPO店舗、会員店舗等
従事者数：5名
支出額：1695.3千円
5. 技術者養成講座修了者対象の装具の供給技術習得のための集中研修会(リモート)
実施日：4月22、29、5月6、13、27日、1月20、27、2月3、10、17日
実施場所：会員の工房、協力NPO施設、法人事務所
従事者数：2名
対象者：技術者養成講座修了後一定の経験を積んだ技術者(若干名)
支出額：121千円

- ④ 研究員を中心とした会員による研究事業
実施日：8月26日、10月21日、12月23日
実施場所：法人事務所、会員の工房
従事者数：各5名
対象者：研究員を中心とした会員
支出額：360千円

(2) その他の事業 無し

2021年1月 日

関係各位

(都道府県国民健康保険主管課長

同後期高齢者医療主管課長 様)

NPO 法人 靴総合技術研究所 理事会
東京都新宿区西落合 3-20-9

2018年2月に厚生労働省保険局医療課長により発出された
「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」
(保医発 0209 第1号 平成30年2月9日)(以下「当該通知」という)の
運用に関して

当該通知が貴職から県下市町村国民健康保険及び貴県後期高齢者医療広域連合へ周知されてより、3年近くが経過しようとしております。

ご承知の通り、すでに、貴職の指示に従った県下の自治体国保及び広域連合による、当該通知の文言を根拠に執行した処分によって、県民の権利に少なからぬ影響が及んでおります。

当研究所としては、当該通知が発出された直後より、通知記載の内容に「法律によらず、国民の権利・義務に影響を及ぼす」疑いの濃厚な記述があるため、通知自体が「無効」「違法」である可能性も否定できない(7 ページ参照)ことから、その運用において不適切な事態が起こることを懸念し、関係機関等へ当該通知の記載内容の問題性、通知発出に至る背景、さらには通知が想定していなかった治療用装具に関する実情等々について、多岐にわたる意思表示をし続けております。

このかんの当研究所の意思表示を受けた関係人士のご尽力もあり、当該通知の問題性については、保険者を含めて、かなり浸透してきており、多くの場合、保険者としての主体性に基づいた適切な運用がなされているようですが、発出当局自体は、不適切な文言の訂正ではなく、文言に合わせて発出の背景を歪曲し、本来の通知の趣旨から逸脱した主張を強弁するまでに至っています。

そこで、当研究所が改めて発出部局に対して、「国民の権利に影響を及ぼす」通知記載の内容に関して、その法的根拠を説明することを要請した(2-3 ページに添付の通り)ところ、発出当局から正式の回答を受け取ることができました(4 ページに添付の通り)。

そして、その回答によって、当研究所としては、当該通知が、通知記載の文言に従えば「法律によらず、国民の権利に影響を及ぼす」ことになる、したがって、「それ自体無効である」との疑義を、さらに強く持つことになりました(5-6 ページに添付の通り)。

以上から、当研究所として、貴職が周知された当該通知を根拠に県民の権利に影響を与える処分を遂行している保険者の行為に対して、県民から違法な通知に従った、違法な処分として審査請求がなされている以上、改めて、当該通知の法的根拠に関して確信を持って県民の疑問に答えることができるかどうかを、貴職におかれましても再確認されることを要請いたします。

厚生労働省保険局 御中

NPO 法人 靴総合技術研究所

理事長 小黒 隆夫

2018年2月に厚生労働省保険局医療課長により発出された
「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」
(保医発 0209 第 1 号 平成 30 年 2 月 9 日)(以下「当該通知」という)
に 関 して の 説 明 要 請

当該通知は、言うまでもないことであるが、2011年7月6日に総務省大臣官房長から発出された「今後発出する通知・通達の取扱いについて」に記された、「国民の権利・義務に影響を及ぼす内容を記載した通知・通達の発出の防止」を踏まえて発出されているはずである。

したがって、当該通知に記載された文言のみによって、「国民の権利・義務に影響が及ぼ」されることはあり得ないはずである。

ところが、当該通知には、過去に貴局から発出された現在確認可能な「治療用装具の療養費支給」に関する文書のどこにも記載のない、治療用装具を取り扱う「補装具製作者等」には「治療用装具を取り扱った義肢装具士が所属」との限定が記載され、その結果、義肢装具士の所属していない装具製作者が、治療用装具製作業から排除され、業者だけではなく、義肢装具士が一般的には十全な技術を有しているとは言い難い靴型装具等を、当該業者に指示して患者に提供させている医師、及び患者や家族の「権利に影響が及ぼ」されている。

当然、当該通知のみが根拠となってこのような事態が現出しているのであれば、同上総務省大臣官房長文書の通り、「法律によらず、通知・通達のみをもって、国民の権利・義務に影響を及ぼすことは、それ自体が無効である」わけであるから、当該通知は無効と言わねばならないし、2011年3月10日の総務大臣答弁によれば、「規範性を持つとか拘束性を持つようなものを出したとすれば、これは違法であります」と言うことであるので、発出者が違法行為を働いた疑いさえ拭えない。

少なくとも、治療用装具療養費支給に関する根拠法令である健康保険関連法律及び、従来の関係通知においては、治療用装具を取り扱う補装具製作者等に義肢装具士の所属が要件とされる根拠を見いだすことができないのであるから、当該通知においてかかる限定を付すことで、上記の如き関係国民の権利に重大な影響が及ぶ以上、貴局は、かかる限定がいかなる法的根拠によって当該通知に記載されたのかを明らかにしなければならないが、当該通知自体にその根拠は記されていない。

その結果、上記の通り関係国民の権利に重大な影響が及んでいることを危惧した代議士が衆議院で質問することになり、それに対して、貴局長はその法的根拠が、義肢装具士法であるかのような発言を行っているが、当該通知発出によって関係国民の権利に影響を及ぼすことになった当

該記述に関する法的根拠についての貴局の公式見解は、確認できる限りこれのみである。

したがって、以下要請する。

当該通知に、治療用装具を取り扱う補装具製作者等に「義肢装具士が所属」との限定を記載した法的根拠が、貴局長答弁録を読む限り、義肢装具士法以外にはないようであるので、改めて、治療用装具を取り扱う補装具製作者等から義肢装具士の所属していない業者を排除した根拠が義肢装具士法にあることを、同法の条文、判例に即して、権利に影響が及んでいる関係国民が納得できる内容で説明することを要請する。

以上

(2020年11月29日)

(回答)

令和2年12月15日

NPO法人 靴総合技術研究所 御中

厚生労働省保険局医療課

平素より医療保険行政の円滑な推進にご協力を賜りましてありがとうございます。
貴所よりいただきましたご質問につきまして以下のとおり回答させていただきますのでよろしく願いいたします。

義肢装具士法上、義肢装具士の業務としては、「義肢装具の製作」と「義肢装具の装着部位の採型及び身体への適合」が定められています。

このうち、義肢装具の採型・適合については、人体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為である医行為に該当するものと、そうでないものが含まれており、医行為に該当するものに関しては、義肢装具士法の制定前は、医師や看護師等でなければ業として行っていないものとされていたところです。

そこで、医行為に該当するかについては、最終的には個別具体的な判断になりますが、一般的には、治療を要する患者の患部への義肢装具の採型・適合については、適切に行わなければ患者の患部に危害を及ぼすおそれがあると考えられるため、医行為に該当するものと考えています。

また、治療用装具療養費については、医療保険各法において保険者が認めるときに支給することができることとされていますが、その支給は、義肢装具士法に基づき、義肢装具士が採型や適合を行うことが前提であり、無資格者が採型や適合を行った治療用装具については、療養費の支給対象とはなりません。

なお、平成30年の厚生労働省保険局医療課長通知は、保険医から義肢装具士への指示を経ずに提供された治療用装具について、療養費を支給することは適当ではない旨を明示したものでありますが、当該通知の趣旨は従前から変わるものではありません。

回答が示した当該通知の適法性の疑義

NPO 法人 靴総合技術研究所 理事会

「義肢装具の採型・適合については、人体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為である医行為に該当するものと、そうでないものが含まれており、医行為に該当するものに関しては、義肢装具士法の制定前は、医師や看護師等でなければ業として行ってはならないものとされていた」

ということは、義肢装具士法制定前には、
装着者の身体の状態、装着する義肢装具の内容によって、

1. 採型、適合を医師や看護師(婦)等が行って、製作のみを義肢装具製作者が行う義肢装具の場合
 2. 採型、適合まで義肢装具製作者が行う義肢装具の場合
- の2通りのケースがあったということである。

この2通りの義肢装具の内の治療に必要な装具に関して、保険医の指示で作製した場合に療養費の支給対象となる装具は 1.に該当するもののみで、2.に該当する装具は療養費の支給対象にならなかったというようなことはありえない。

療養費の支給対象となる治療用装具の採型、適合が医行為に該当するかどうかは、「個別具体的な判断にな」るのであるから、装着者の身体の状態、装着する義肢装具の内容によって、1.の場合も2.の場合も当然ありえたはずであり、

2.の場合に該当する多くの療養費の支給対象となる治療用装具の採型、適合を、義肢装具製作者が「適法的に」行っていたことは疑う余地がない。

だから、現在、義肢装具士が提供している療養費支給対象となる治療用装具の中にも、医行為に該当しない採型、適合によって提供されている装具があるのもいうまでもないことである。

この事実を否定し、療養費支給対象となる治療用装具を医行為に該当する採型、適合を必須とする装具に限定すれば、医行為に該当する採型、適合の必要のない装具には、それがいかに療養に役立つ、医師の治療に不可欠な治療材料であっても、療養費の支給対象にできないという、健康保険関係法令からの逸脱を招くことになる。

このような過去から現在に至るまでの、治療用装具の採型、適合に関する現実を認めることができず、なお、すべての治療用装具の採型、適合は医行為に該当するに違いないとの確信があるのであれば、治療用装具の採型、適合の現場の当事者である医師、義肢装具士に「採型、適合」の内実についての証言を求めれば、それが、自らの観念の中だけの確信であることが判明するはずである。

つまり、回答の上記引用文を持って、回答者自身が、医行為に該当しない治療用装具の採型、適

合が存在していたこと(したがって、現在も当然存在していること)を、事実上認めてしまっている、ということなのである。

ところで、義肢装具士法の制定が、従来は医師又は看護婦等のみに認められていた診療の補助(医師の指示で行う医行為)に該当する義肢装具の採型、適合を義肢装具製作者に認める免許制度の創設であり、医行為に該当しない採型、適合を含めた義肢装具の製作適合等の全業務に関する独占資格制度でない(だから、義肢装具に関する全技術の修得が義務付けられてもいない)ことを想起すれば、「医行為に該当する採型、適合」の必要のない治療用装具が存在する限り、義肢装具士法の条文を根拠に、すべての治療用装具の採型、適合に関して無資格者を排除することが無理であるのは明らかなことである。

要するに、義肢装具士法制定前の現実を明記した以上、義肢装具士法が規定する無資格者が行ってはならない採型、適合を、療養費の支給対象となる治療用装具に無媒介に結びつけ、「療養費の支給対象となる治療用装具の採型、適合は全て医行為に該当するから無資格者が行うことができない」との主張が成り立ち得ないことを、自ら露呈させたということなのである。

したがって、その上でなお、

「治療用装具療養費については、その支給は、義肢装具士法に基づき、義肢装具士が採型や適合を行うことが前提であり、無資格者が採型や適合を行った治療用装具については、療養費の支給対象とはなりません」

ということの意味は、

義肢装具士法制定によって、治療用装具の療養費支給要件を変更した、

つまり、

義肢装具士の資格が制定されたことを持って、医行為に該当するしないに関わらず、採型、適合を義肢装具士が行った治療用装具に限り、療養費の支給対象にすることにした、

ということ以外考えられない。

ということは、この回答を前提すれば、

1988年以降、いつ(「従前から」とはいつか?)、誰が、どこで、いかなる法的根拠をもって(法律条文、判例に即して)、それを決定したのかを、明らかにしなければ、当該通知による「国民の権利に影響を及ぼす」事態が、「法による」ものでないことを、自認することになるということである。

つまり、

上記のことを具体的に回答できない限り、当該通知の適法性は担保できず、通知自体が無効であることを認めざるをえないことを、この回答が明示しているのである。

(2020年12月20日)

※ 7月6日、大臣官房長から内部部局等の長に発出

今後発出する通知・通達の取扱いについて

通知・通達については、関係法令等に基づき、所掌事務の範囲内で所定の手続を経て適切に取り扱われる必要があるところ、今後発出する通知・通達の取扱いについては、下記に留意し、一層適切な取扱いに努めるものとする。

記

1 国民の権利・義務に影響を及ぼす内容を記載した通知・通達の発出の防止

国民の権利・義務に影響を及ぼす内容は、法律によることが必要であるため、法律によらず、通知・通達のみをもって、国民の権利・義務に影響を及ぼすことは、それ自体が無効である。このことを踏まえ、各部局等において、通知・通達を発出しようとする場合には、このような内容を記載しないよう、一層配意すること。

このため、各部局等においては、発出した通知・通達について、日常的に点検するとともに、今後発出しようとする通知・通達については、起案を担当するライン以外の職員（審査担当等）が十分チェックを行うこと。

なお、官房総務課に合議することとされた文書については、同課審査担当においても十分チェックを行うものとする。

2 技術的助言として発出しようとする通知内容の検証等

地方公共団体が行う事務に対し、地方自治法第245条の4第1項等の規定に基づき、技術的助言として発出しようとする通知については、地方公共団体にとって必要な事項となっているかどうかその内容を検証し、同法の趣旨を踏まえ、必要な最小限度のものとなるよう徹底を図るとともに地方公共団体の自主性及び自立性に配慮すること。

また、通知内容を検証し、情報提供と技術的助言について区別し、技術的助言として発出する場合には、その旨を通知に明示すること。

なお、単に法令の施行について情報提供するにとどまる通知については、技術的助言に当たらないものであること。

3 新規制定又は改正された法令のホームページへの掲載の励行等

新規に制定又は改正された法令（法律、政令及び省令）については、所管部局において、総務省ホームページの所定の場所に掲載することとしているが、行政情報の電子的提供を積極的に推進する観点から、引き続き、新規制定等の法令については、所管部局において適時的確に当省ホームページに掲載すること。

また、新規制定等の法令の施行について、関係行政機関や地方公共団体等に知らせる必要がある場合には、当省ホームページに掲載することにより情報提供する等ホームページの活用に努めること。

<参考>

1 昨今の国会での質疑等の例（平成 23 年 3 月 10 日衆議院総務委員会）

- [] ～中略～それともう一つは、今回は課長通知というのが問題になりました。以前は、課長通知、局長通知、事務次官通達あるいは大臣、副大臣と、いろいろな通知、通達があって、大臣は、一片の通知で、例えば軽油引取税あたりの使用の仕方、こういったものを通知の一片でやるべきではないというような持論もお持ちのようでもあります。もう一度、総務省が中心になって、評価局が中心になって、通知が本当に事務的な通知であるのか、それとも今回のように、住民の方々の利益を損ねるようなものも含んだ通知になっていやすいか、もう一度点検する必要があるのではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。まず、この二点をお伺いします。
- [] ～中略～それから、各省が通知を出しているということでありまして、私もかねて一片の通達というものを批判してきましたが、これは二つの意味があります。一つは、政府が自治体に対して出す通知、これは二〇〇〇年の地方分権改革以来、基本的には無効であります。場合によっては違法であります。あるとすれば技術的助言などあります、その範囲に限られるということ。そののりを越えて、規範性を持つとか拘束性を持つようなものを出したとすれば、これは違法であります。ですから、これの点検はしなければいけない。その仕事は、地方分権といいますか地域主権の方向の任務を帯びている総務省がやはりやるべきだと私は思っておりまして、まず隗より始めよで、総務省内の通知の点検なども私の手でやっているところでもあります。もう一つは、政府が部内の組織に、主として地方機関などに出す通知、それから所管の独立行政法人に出す通知があります。これが本当に国家行政組織法その他の法令にのっとって合法の範囲内なのかという形式上の問題と、それから、内容が国民の権利義務にわたるようなものに及んでいないかどうか、国民の権利義務に及ぶものであれば、これは法律事項によるのを原則といたしますので、そういう内容のチェック、これをやはりやるべきだと思います。今回、いみじくも、総務省の年金業務監視委員会というチェック機関によって、厚生労働省の通知の妥当性について疑念が出てそれを指摘したわけでありまして、これなどは本当に客観的なチェックというものがきいた、ある意味ではいい事例だと私は思っております。今回のことを一つのきっかけにして、政府各省においてどういう通知がなされていて、それが妥当なものなのかどうか、これについて少し総務省としても関心を持つような、そういう取り組みをしてみたいと思っているところでもあります。

2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抄

（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）

- 第 245 条の 4 各大臣（内閣府設置法第 4 条第 3 項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第 5 条第 1 項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第 14 章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。
- 2 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

2020年度 活動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

特定非営利活動法人 靴総合技術研究所

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	150000		
入会金		150000	
2 受取寄附金	0		0
3 受取助成金等	0		0
4 事業収益			
開発受託費	3200000		
検証受託費	800000		
講習受託費	1200000		
5 その他収益			
受取利息		5200000	
経常収益計			5350000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
相談事業参加謝金(交通費込み)	108000		
講座・研修会講師謝金(交通費込み)	186000		
研修会補助員謝金(交通費込み)	15000		
人件費計	309000		
(2) 啓発・開発・普及活動費			
教材等製作費	561000		
試作・改良製作費	2072400		
技術普及調査委託費	889900		
諸活動費計	3523300		
(3) その他経費			
旅費交通費	840000		
その他経費計	840000		
事業費計		4672300	
2 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
事務所使用料	60000		
会議交通費			
事務用品・消耗品費			
その他経費計	60000		
管理費計		60000	
経常費用計			4732300
当期経常増減額			617700

税引前当期正味財産増減額		617700
法人税、住民税及び事業税		70000
当期正味財産増減額		547700
前期繰越正味財産額		-315425
次期繰越正味財産額		232275

その他の事業は無し。

2020年度 貸借対照表

2021年3月31日現在

特定非営利活動法人 靴総合技術研究所

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	432275	
未収金		
流動資産合計		432275
2 固定資産		
(1)有形固定資産		
有形固定資産計	0	
(2)無形固定資産		
無形固定資産計	0	
(3)投資その他の資産		
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		0
資産合計		432275
II 負債の部		
1 流動負債		
短期借入	200000	
未払金		
流動負債合計		200000
2 固定負債		
固定負債合計	0	0
負債合計		200000
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		-315425
当期正味財産増減額		547700
正味財産合計		232275
負債及び正味財産合計		432275

2020年度 財産目録

2021年3月31日現在

特定非営利活動法人 靴総合技術研究所

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
手元現金	430666	
郵貯銀行等普通預金	1609	
未収金		
事業未収金		
流動資産合計		432275
2 固定資産		
(1)有形固定資産		
有形固定資産計	0	
(2)無形固定資産		
無形固定資産計	0	
(3)投資その他の資産計		
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		0
資産合計		432275
II 負債の部		
1 流動負債		
短期借入	200000	
未払金		
流動負債合計		200000
2 固定負債		
固定負債合計	0	0
負債合計		200000
正味財産		232275

2020年度 年間役員名簿

2020年4月1日から2021年3月31日まで

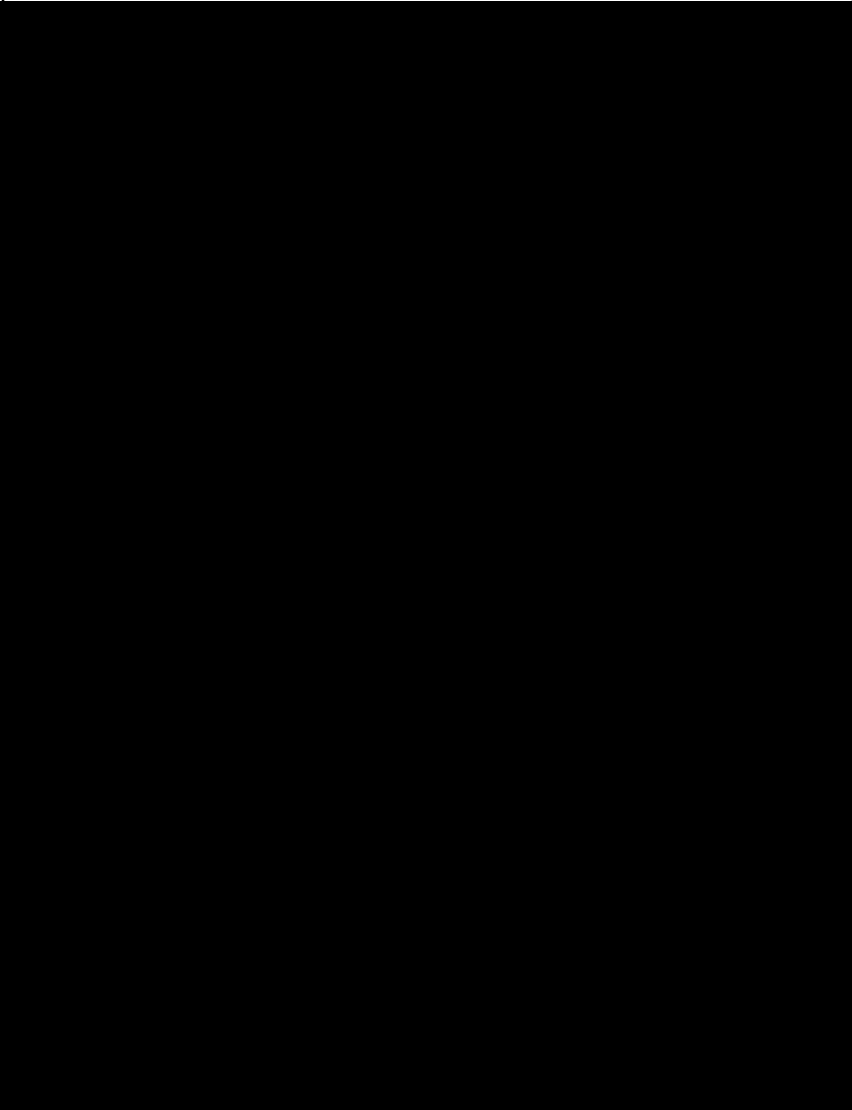
特定非営利活動法人 靴総合技術研究所

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事	渡辺好庸		2020年4月1日 ～2021年3月31日	無
理事	小黒健二		2020年4月1日 ～2021年3月31日	無
理事	小黒一夫		2020年4月1日 ～2021年3月31日	無
理事	田中隆基		2020年4月1日 ～2021年3月31日	無
理事	春日和		2020年4月1日 ～2021年3月31日	無
理事	伊藤敦		2020年4月1日 ～2021年3月31日	無
監事	永田信雄		2020年4月1日 ～2021年3月31日	無

社員のうち10人以上の者の名簿

2021年3月31日現在

特定非営利活動法人 靴総合技術研究所

	氏名	住所又は居所
1	伊藤敦	
2	小黒一夫	
3	小黒健二	
4	春日和	
5	田中隆基	
6	永田信雄	
7	左広美	
8	松田初善	
9	渡辺さ江	
10	渡辺好庸	